

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第1区分

【発行日】平成28年9月23日(2016.9.23)

【公表番号】特表2016-523342(P2016-523342A)

【公表日】平成28年8月8日(2016.8.8)

【年通号数】公開・登録公報2016-047

【出願番号】特願2016-522477(P2016-522477)

【国際特許分類】

F 01 D 11/02 (2006.01)

F 02 C 7/28 (2006.01)

【F I】

F 01 D 11/02

F 02 C 7/28 B

【手続補正書】

【提出日】平成28年1月15日(2016.1.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

タービン(100)のステータ(143)のためのシールリングセグメント(144)であって、前記シールリングセグメントは、シリンドバレルセグメントの形を有しており、その外面には、複数のガイドベース(130)を固定するためのノッチ(160)を有しており、前記シールリングセグメント(144)は、前記シールリングセグメント(144)に固定可能なガイドベース(130)それぞれに関して、それぞれ少なくとも1つの、復元力によって前記ガイドベース(130)それぞれに作用する押圧ボルト(146)を有しており、前記押圧ボルトは、前記シールリングセグメント内の対応する開口部を通じて固定され、適切に方向付けられると共に、軸方向に圧縮され得る円筒形の要素として構成されており、

前記押圧ボルト(146)それぞれは、皿バネ(158)を含んでおり、前記押圧ボルト(146)それぞれの復元力は、前記シールリングセグメントが内部に配置されているタービンの回転軸に関して径方向において作用する、

シールリングセグメント(144)。

【請求項2】

前記ノッチ(160)が、周方向に延在している、請求項1に記載のシールリングセグメント(144)。

【請求項3】

前記押圧ボルト(146)それが、ネジ接続によって、前記シールリングセグメント(144)に固定されている、請求項1又は2に記載のシールリングセグメント(144)。

【請求項4】

前記押圧ボルト(146)それが、周方向において前記ガイドベース(130)それを形状接続的に固定するように配置されている、請求項1から3のいずれか一項に記載のシールリングセグメント(144)。

【請求項5】

複数のガイドベース(130)を有するタービン(100)のためのステータ(153)

) であって、複数の前記ガイドベース(130)が、その径方向内側を向いた根元部で、バネ(162)を用いて、請求項1から4のいずれか一項に記載のシールリングセグメント(144)のノッチ(160)内に配置されているステータ(153)。

【請求項6】

請求項5に記載のステータ(153)を有するタービン(100)。

【請求項7】

ガスタービンとして設計されている請求項6に記載のタービン(100)。

【請求項8】

請求項6又は7に記載のタービン(10)を有する発電所設備。